

平成18年度

行政改革の推進について

平成18年2月

富山県行財政改革推進本部

## 目 次

	ページ
第1 平成18年度に取り組む行政改革の基本的な考え方	1
第2 平成18年度に実施する主な行政改革	1
政策を推進するための組織の整備	1
公の施設の見直し	8
人件費の抑制	11
事業の点検・見直し	13
外郭団体の見直し	16
県民参加と地方分権の推進	18
附属資料	
別表第1 組織機構の見直し内容	20
別表第2 県単独補助金の見直しにおける主なもの	26

# 第1 平成18年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

本県の財政は、平成16年度に行われた国の地方交付税等の大幅な削減や、公債費や福祉・医療などの義務的経費の増大等により、構造的な収支不足の状況にあり、平成17年度の財源不足額は平成16年11月時点で約400億円と見込まれ、過去最大のマイナスシーリングの設定による歳出の削減、職員給与の臨時的な削減、財政健全化債の発行等により対応した。

また、平成17年4月に「富山県行政改革推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置し、県行政のあり方を総点検し、根本的な見直しを行い、実効性のある行政改革を強力に推進することとした。推進会議からは、同年9月に公の施設3施設と外郭団体の1事業を廃止すべきとする緊急提言が出され、平成18年1月20日には、公の施設11施設と外郭団体3団体の廃止を検討すべきなどとする第一次提言が出された。

平成18年度予算については、昨年11月時点での財源不足額は約270億円と見込まれ、投資的経費の単独事業でマイナス20%、公共事業でマイナス10%、一般行政経費でマイナス20%など、平成17年度を上回るマイナスシーリングを設定するとともに、定員適正化計画に基づく職員数の削減、職員給料の臨時的削減措置等に取り組んでいるが、その後、国の地方財政対策による影響から財源不足額が300億円を上回る見込みとなっており、非常に厳しい状況が続いている。

行政改革を推進し、県財政の健全化の早期実現にも資するため、引き続き、推進会議の意見・提言もふまえながら、県行政はもとより、公の施設、外郭団体、補助金等のあり方について聖域なき見直しを進めるとともに、予算については、県税等の歳入の確保を図り、歳出面では、徹底した事務事業の見直し、組織や職員数の適正化等を積極的に推進するなど、実効性のある行政改革を進めることが喫緊の課題となっている。

以上の認識に立って、県民、県議会、市町村及び関係団体等の理解と協力を得ながら、行政改革を推進し、県民の期待に応えられる県財政の健全化の実現を図る。

## 第2 平成18年度に実施する主な行政改革

### 政策を推進するための組織の整備

#### 1 基本的な考え方

経済社会情勢の変化に対応し、県民ニーズに沿ったスピード重視の県政を進めるため、簡素で効率的な組織となるよう体制を見直す。このため、総合的な取組みが必要な課題について、総合調整機能を強化し、戦略的かつ迅速に対応するため、知事政策室の機能の充実を図る。

また、各部において、重要施策を重点的に進めるため、必要な体制の整備を図るとともに、事業の進捗や県民ニーズの変化等にあわせ、組織の見直しを行う。

## 2 平成18年度の主な実施内容

### 主なポイント

- 1 危機管理の一元化、国際交流、地域振興、とやまブランドの推進など、県政を戦略的に推進するための体制を整備するため、知事政策室の機能を充実
- 2 芸術文化振興、森づくり、教育行政の見直しと充実、食のブランド推進、観光、景観・まちづくりなどの重要施策推進のための体制整備
- 3 中央病院の診療、看護体制の充実、障害者の自立支援への対応など安心な地域づくりの推進
- 4 事業の進捗等に対応した土木部本庁組織の見直しなど、簡素化、スリム化の推進

### (1) 県政の戦略的な推進体制の整備 - 知事政策室の機能の充実 -

#### 危機管理担当組織の一元化

知事政策室で所管している危機管理事務と経営管理部の消防防災課で所管する国民保護、消防防災事務を一元的に対応するため、新たに知事政策室に「消防・危機管理課」を設置するとともに、危機管理監、危機管理監代理の指揮を受ける、「危機管理班」を設置し、新型インフルエンザ等の危機管理の体制を強化する。

#### 国際交流の推進体制の強化

上海便の定期就航や在留外国人の増加等に対応し、今後、一層、本県の国際交流施策を総合的で迅速かつ的確に進めるため、生活環境部の国際・日本海政策課を知事政策室に移管する。

#### 地域振興体制の整備

知事政策室所管の広域交流、元気事業などの地域政策・振興等に係る事務と、経営管理部市町村課の市町村振興、広域行政等に係る事務を統合し、市町村と連携した地域振興を推進するため、新たに「地域振興班」を設置する。

#### とやまブランド推進体制の強化

県内製品の販売、交流人口の拡大、企業立地等を促進するため、「県内産品」や「本県ならではの地域の魅力」を「とやまブランド」として育成・強化するためのブランド戦略を総合的、一体的に推進するため、新たに「とやまブランド担当」を配置する。

#### 知事政策室の機能の強化

知事政策室の規模、機能の拡大にともない、担当事務を分担して、迅速で的確な対応を図るため、新たに1名を配置して次長2名の体制とする。

(知事政策室の機構図)

現 行	再 編 後
<p>[知事政策室]</p> <p>室長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 次長</li> <li>— 参事(少子化対策・子育て支援担当)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整・調査担当</li> </ul> </li> <li>— 参事(まちづくり・観光振興・国際交流担当)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画担当</li> </ul> </li> </ul> <p>[経営管理部] 市町村課(市町村振興部門)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 参事(航空路線・新幹線・並行在来線担当)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画班</li> </ul> </li> <li>— 危機管理担当</li> </ul> <p>[経営管理部] 消防防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護・地域防災班</li> </ul> <p>[生活環境部] 国際・日本海政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総合交通政策課</li> <li>— 広報課</li> <li>— 秘書課</li> </ul>	<p>[知事政策室]</p> <p>室長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 次長</li> <li>— 次長</li> <li>— 参事(少子化対策・子育て支援担当)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理担当</li> </ul> </li> <li>— 参事(まちづくり・観光振興・国際交流担当)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策担当</li> <li>・企画担当</li> <li>・とやまブランド担当</li> <li>・地域振興班</li> </ul> </li> <li>— 参事(航空路線・新幹線・並行在来線担当)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画班</li> </ul> </li> </ul> <p>消防・危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理班</li> <li>・国民保護・地域防災班</li> </ul> <p>国際・日本海政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総合交通政策課</li> <li>— 広報課</li> <li>— 秘書課</li> </ul>

(2) 芸術文化振興行政の充実と一元化

芸術文化の振興に係る行政の充実と一元化を図るため、生活環境部の名称を「生活環境文化部」に変更するとともに、同部に「文化振興課」を設置する。同課に従来の生活文化課の文化振興班と教育委員会の文化財課の振興系の事務を移管する。また、美術館、博物館を生活環境文化部の出先機関とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等との整合性を図るため、教育委員会との共管とする。

これに伴い、文化財課の文化財係を「文化財班」として生涯学習室に移管し、室の名称を「生涯学習・文化財室」に変更する。これに併せて、文化財課は廃止する。

(3) 森づくり施策の推進体制の整備

森づくりの基本方針等策定、とやま森づくりサポートセンターの活動支援、森づくり条例の制定、県民意識の醸成など、森づくりを県民全体で支える体制づくりを推進するため、森づくり計画、担い手・ボランティア、普及指導の各部門を一元化することとし、森林政策課に「森づくり推進班」を設置する。

(4) 教育行政の見直しと充実のための体制整備

県立学校再編整備等の教育改革の推進体制を充実強化するために、教育企画課の企画班を「教育改革推進班」に改組し、担当の参事を配置する。

市町村合併や地方分権の進展等の状況をふまえて、4つの教育事務所を東部(富山)西部(高岡)の2つに再編する。

教育事務所の見直しにともない、指導体制の充実を図るために、学校教育課の小中学校係を「義務教育班」に改組する。

学校の生徒指導上の問題に対応するため、学校教育課の児童生徒育成係の充実を図る。

特別支援教育の推進のため、学校教育課の養護教育係の充実を図る。

食育の推進、児童生徒の安全確保対策を充実するため、福利保健課の給食係を「食育推進係」に、保健係を「保健安全係」にそれぞれ変更する。

(5) 警察署の再編・整備

市町村合併に伴い、小杉警察署と新湊警察署を統合し射水警察署と新湊幹部交番を設置する。また、小矢部警察署管轄の旧福岡町を高岡警察署に編入する。

(6) その他の重要施策推進のための体制整備

県民生活課の設置と水雪土地対策課の廃止

生活文化課の文化振興班を文化振興課に移管することに伴い、「県民生活課」を設置し、生活文化課の消費者行政と人権啓発にかかる事務などを所管する。

併せて、除排雪体制の整備や地価の状況などから水雪土地対策課を廃止するとともに、県民生活課に「水雪土地対策班」を設置する。

食のブランド推進班の設置

食料政策課の名称を「農産食品課」に変更し、農産物のブランド化・消費拡大や地産地消を推進するため、同課に「食のブランド推進班」を設置する。

障害福祉課の体制見直しと充実

障害者自立支援法の施行に伴い(平成18年4月から一部施行) 障害福祉課の系の編成について、障害種別により障害第一係と障害第二係で分担している係体制を見直し、支援の内容に応じて、居宅介護や施設入所支援等を担当する「自立支援係」と、障害者の日常生活や社会生活支援等を担当する「地域生活支援係」に再編する。

観光課の体制強化

広域国際観光業務の対外的な協議、調整等の著しい増加に対応するため、観光課に担当主幹(課長級)を新たに配置する。

景観・まちづくり係の新設

景観業務を行っている都市計画課の景観係と建築物に関する景観づくりの指導及び助言の業務を行っている建築住宅課のまちづくり係を統合し、建築住宅課に「景観・まちづくり係」を設置する。

中央病院の診療、看護体制の強化

中央病院の診療体制を強化するため、医師2名(麻酔科医、呼吸器内科医各1名)を増員するとともに、夜間の看護体制を充実するため、看護師6名を増員する。

行政課題への適確な対応

上記のほか、変化する行政需要に適確に対応するため、人員を重点的に配置する。

課名	配置理由	増員人員
情報政策課	共回事務の効率化への対応	3名
障害福祉課	障害者自立支援法の施行に伴う新たな業務への対応	2名
県立大学	学科改編、大学改革への対応	1名
総合衛生学院	生徒数の増加に対応するための看護教員の配置	1名
空港管理事務所	空港の運用時間の延長への対応	1名

## (7) 組織の簡素化、効率化のための見直し

### 土木部本庁組織の見直し

事業の進捗に合わせて組織を見直すとともに、関連部門の統合を図るなど、簡素で効率的な体制とし、現在の13課4班45係を10課5班39係に再編する。

#### ア 管理課、企画用地課、道路課の再編

- ・用地、収用部門の一元化を図るために、管理課の収用担当と企画用地課の用地指導担当を統合し、管理課に「用地指導係」を設置する。併せて、企画用地課の用地指導係を「業務係」とする。
- ・建設業の指導の充実を図るため、管理課の建設業指導担当と企画用地課の産業振興担当を統合して企画用地課に「建設業係」を設置する。
- ・道路行政の一元化を図るために、道路課に企画用地課の高速・市町村道係と雪対策係の事務を移管する。
- ・企画用地課の担当業務の再編に伴い、名称を「建設技術企画課」に変更する。

#### イ 港湾課と航空対策課の統合

平成17年度から新規航空路線開設等の事務を知事政策室へ移管したことや、富山空港拡張工事が完成(平成18年3月)することに伴い、航空対策課を港湾課と統合し、「港湾空港課」を設置し、同課に「空港班」を置く。

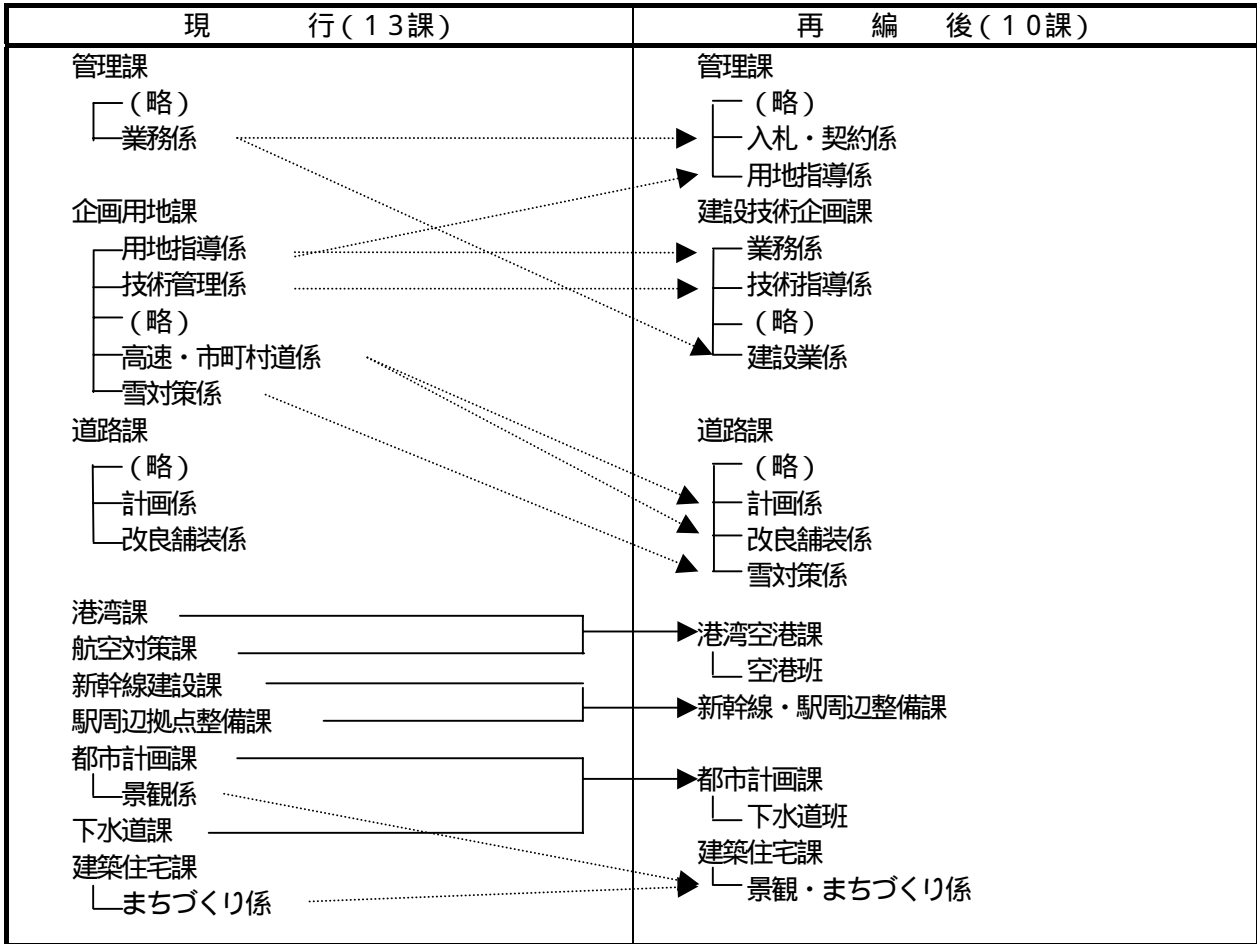
#### ウ 新幹線建設課と駅周辺拠点整備課の統合

新幹線の建設と新幹線駅周辺拠点整備を一体的に進めるため、新幹線建設課と駅周辺拠点整備課を統合して、「新幹線・駅周辺整備課」を設置する。

#### エ 都市計画課と下水道課の統合

流域下水道の幹線管きょの完成(平成18年3月)に伴い、下水道課を都市計画課に統合し、「下水道班」を設置する。

(土木部本庁の機構図)



市町村合併支援班の廃止

市町村合併の進展に伴い、市町村課の市町村合併支援班を廃止する。

また、市町村振興、広域行政等に係る事務を知事政策室へ移管し、市町村課の名称を「市町村支援課」に変更する。

企業局の本庁組織の体制見直し

県営スキー場の経営廃止に伴い、経営管理課の企画開発班を廃止し、「地域開発係」とする。

労働委員会事務局の体制見直し

労働委員会事務局の課制を廃止し、組織の効率化を図る。

小規模系の統合

行政運営の効率化を図るため、各課の小規模係を統合する。

課 名	統合後の係名	統合前の係名
自然保護課	「自然公園係」	「公園管理係」, 「公園施設係」
厚生企画課	「地域福祉・保護係」	「福祉の人・まちづくり係」, 「保護係」
農産食品課	「食品産業・流通係」	(食料政策課)「企画流通係」, 「食品産業係」
水産漁港課	「経営係」	「業務係」, 「経営係」
河川課	「業務係」	「業務係」, 「管理係」
都市計画課	「区画整理・公園係」	「区画整理係」, 「公園緑地係」
営繕課	「設備係」	「設備第一係」, 「設備第二係」



### 課の名称変更

課の名称を、県民にわかりやすく、業務内容に応じたものに変更する。

- ア 生活衛生、水道、食品衛生等を所管している食品生活衛生課について、農産食品課と「食品」が重複することから、名称を「生活衛生課」に変更する。
- イ 農業担い手支援、農地調整、農業団体指導等を行っている経営課の名称を「農業経営課」に変更する。
- ウ 農業普及指導や試験研究機関による農業技術開発を所管している技術推進課の名称を「農業技術課」に変更する。

### 出先機関の見直し

#### ア 県立大学

- ・県立大学の工学部の学科改編に併せ、本部（工学部）と短大部の事務局機能を一元化し、現行の工学部系、短期大学部係を「学生募集係」と「教務学生係」に再編し、業務の効率化を図る。
- ・県立大学の生物工学研究センターにバイオテクノロジーセンターを移管、統合し、その機能を充実する。
- ・県立大学短期大学部生物資源学科の募集停止に伴い、附属農場を廃止する。

#### イ その他の出先機関

- ・公文書館と県立図書館の総務部門を統合し、事務の効率化を図る。
- ・東京事務所の課制を廃止し、組織のフラット化を図り、柔軟で効率的な体制とする。
- ・黒部市と宇奈月町の合併により、宇奈月町にかかる福祉事務が新川厚生センターから新黒部市に移管されることに伴い、新川厚生センターの福祉課の職員配置を見直す。
- ・事業量の減少に伴い、富山農地林務事務所と砺波農地林務事務所の中山間対策班、魚津農地林務事務所の農地保全班を廃止する。

### (8) その他の見直し

大学、試験研究機関への地方独立行政法人制度導入の検討

県立大学や試験研究機関における地方独立行政法人制度導入の効果、コスト等に関して引き続き検討を進める。

#### 審議会等の見直し

ア 審議会等のあり方を見直し、社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの、所期の目的を達成したものなどについて、引き続き廃止または統合を行う。

平成18年2月現在 103審議会等  
(平成17年2月 107審議会等)

イ 審議会等への女性の参画を促進する。

達成目標：平成17年度末における女性委員の割合が30%超

平成18年2月1日現在 31.8%

平成17年6月1日 30.7%

(平成16年6月1日 29.3%)

ウ 県民の県政への参画をより一層促進するため、委員公募を拡充する。

達成目標：平成17年度末で20%以上の審議会等で導入

平成18年2月現在 29審議会等(20.1%)で38名

(平成17年2月 23審議会等(16.0%)で31名)

## 公の施設の見直し

### 1 基本的な考え方

公の施設の見直しについては、推進会議の緊急提言及び第一次提言の内容を踏まえ、利用率がピーク時より極端に低下している施設や他の施設で代替が可能であり、県の施設として存続する意義に乏しい施設の廃止を行うほか、規模・機能等の見直しの検討を行う。

また、指定管理者制度の導入により、利用者へのサービス向上と経費の節減を図る。

### 2 平成18年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 緊急提言のあった3施設を平成18年3月末で廃止
- 2 第一次提言で廃止を検討すべきとされた11施設のうち、3施設を平成19年度末を目途に廃止  
また、市町村へ移管を検討すべきとされた、とやま・ふくおか家族旅行村については、平成18年4月に高岡市へ移管
- 3 規模・機能等を検討すべきとされた16施設のうち、11施設については、平成18年度において、運営体制や業務の見直し等により人員や経費の節減等を実施
- 4 4月から新たに64施設へ指定管理者制度を導入することによる県民サービスの向上と経費の削減

#### (1) 緊急提言への対応

推進会議の緊急提言(平成17年9月)で廃止すべきとされた下記3施設については、次のとおり廃止する。

- ・県営スキー場(県営としては平成18年3月末で廃止)
- ・山野運動広場(平成18年3月末で廃止)
- ・青年の山研修館(平成18年3月末で廃止)

なお、県立社会福祉施設のあり方懇談会から県立社会福祉施設9施設の今後のあり方について報告(平成17年8月)があり、推進会議の緊急提言でも、あり方懇談会の趣旨を尊重し、対応すべきとされたところであるが、このうち、速やかに民間移管すべきとされた流杉老人ホームについては、平成19年4月の移管に向けて取り組む。また、速やかに民間移管または高岡市へ移管することも選択肢とされた長生寮については、高岡市と調整のうえ、民間移管に向けて取り組む。

#### (2) 第一次提言への対応

推進会議の第一次提言(平成18年1月)に対しては、その趣旨を最大限尊重し、まず、次のとおり対応する。

##### 廃止を検討すべき施設(11施設)

- ・次の3施設については、2年間の指定管理期間中に関係機関との調整が可能と見込まれることから、平成19年度末を目途に廃止する。

ITセンター(情報工房) 木材利用普及センター、国際交流センター

- ・青少年の家及び少年自然の家については、現有の5施設のうち3施設を廃止する提言を受けたが、対象施設の決定については、引き続き推進会議で検討することとされており、その結果を待って決定する。
- ・これ以外に提言のあった5施設については、引き続き検討を行う。

規模縮小・廃止を検討すべき施設（１施設）

花総合センターについては、当面、機能や規模の縮小を検討するとともに、施設の廃止も含めて関係機関と協議、検討を行う。

市町村へ移管を検討すべき施設（１施設）

とやま・ふくおか家族旅行村については、地元の高岡市と協議が調ったので、平成18年4月に高岡市へ移管する。

民間へ移譲を検討すべき施設（２施設）

健康増進センター、富山中央駐車場については、譲渡の課題や条件等について引き続き検討を行う。

規模・機能等を検討すべき施設（１６施設）

各施設に対する提言の趣旨をふまえて、次のとおり対応する。

ア 平成18年度において一部見直しを実施するもの（１１施設）

施設名	見直しの内容
公文書館	・図書館と総務部門の統合による職員の削減
生涯学習カレッジ（本部、3地区センター 計4施設）	・運営体制の見直しによる職員の削減 ・テレビ放送講座の廃止等事業内容の見直し
国際健康プラザ、太閤山ランド、総合運動公園、立山山麓家族旅行村、中央植物園、県営住宅	・指定管理者制度の導入に際し、業務の見直しを行い、経費を節減

イ 具体的な対応を引き続き検討するもの（５施設）

施設名	検討の内容
保育専門学院	・保育士の需給状況に応じた定員の縮小等の見直し
技術専門学院、職業能力開発センター（富山、黒部、福野）	・県職業能力開発審議会で、訓練科目、組織機能の見直しを検討中（平成19年4月実施予定）

（３）指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入状況

公の施設の指定管理者制度については、平成18年4月1日から新たに64施設について導入する。（このほか平成17年度に新たに整備した1施設については、平成17年11月1日より制度導入済）

指定管理者については、現在の管理団体を特名指定したもの5施設、公募した施設59施設で、公募の結果既存の管理団体が指定されたもの47施設、新たに民間事業者を指定したもの10施設、新たに公共的団体（体育協会等）を指定したもの2施設となっている。

また、制度の導入により18年度の管理経費総額は17年度予算に比べ11億1千3百万円（11.3%）の削減となっている。

制度導入による県民サービスの向上

ア 休館日の縮減や開館時間等の拡大

- ・青少年の家、少年自然の家の研修室や体育館等の日帰り利用時間について、利用者の希望等に応じ、弾力的に対応する。

- ・総合体育センターの年末年始の休館日をこれまでの6日間(12/29~1/3)から3日間(12/30~1/1)に短縮する。  
日曜日及び休日の利用終了時間をこれまでの17時から19時に延長する。
- ・県営住宅の入居申し込み等について、平日の受付時間を拡大するとともに、新たに土日の受付を開始する。また、郵送による申し込みの受付も実施する。

平日	9:00~16:00	8:30~18:00
土日祝祭日	なし	8:30~16:00

#### イ サービス内容の充実

- ・県民共生センターにおいて、子育て中の男女がセミナー等に参加しやすいように託児の対象年齢を2歳児から0歳児に引き下げる。
- ・ITセンターにおいて、障害者、高齢者など、参加対象者やレベルに応じて講座内容を多様化する。事業所向けの講座については、17時以降も弾力的に開催する。
- ・近代美術館、水墨美術館の前売券をインターネットを利用して購入できるようにする。

#### ウ 利用料金体系の見直し

- ・県民会館等の利用料金を見直し、閑散期(ゴールデンウィーク)の割引や一部の会議室等の夜間割引(18時~22時)等の多様な割引制度を新設する。

#### エ 施設の新たな活用方法によるイベント等の開催

- ・県庁前公園において、芝生管理、樹木剪定、雪吊り講習会を実施する。
- ・総合運動公園において、サマーコンサート等のイベントを誘致する。

## 人件費の抑制

### 1 基本的な考え方

県を取り巻く極めて厳しい行財政環境をふまえ、平成17年2月に策定した定員適正化計画に基づき職員数の削減に努める等、引き続き、簡素で効率的な行政運営に徹することとする。

給与については、民間企業において、仕事や成果に応じた賃金制度を導入する動きが広がっており、県においても、年功重視から職務・職責を重視し、勤務実績をよりの確に反映する給与制度を導入する。

また、大幅な財源不足に対応するために、平成17年4月から実施している給料の減額措置を継続する。

### 2 平成18年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 定員適正化計画に基づき5年間で10%の職員数の削減  
(平成18年4月で165人(4.0%)を削減する予定)
- 2 勤務成績をより反映する、給与構造の抜本的な見直し
- 3 職員等の給料の減額措置の継続
- 4 特殊勤務手当等の廃止、縮減等

#### (1) 定員適正化計画に基づく職員数の削減

一般行政部門については、定員適正化計画をふまえ、一層の職員数の削減に努める。

目標：平成17年度から5年間で一般行政部門の職員数4,159人の概ね10%  
(416人)を削減

実績：平成18年4月まで、165人(4.0%)を削減する予定

#### 定員適正化計画の進捗状況

(各年度4月1日現在、単位：人)

	16年度	17年度	18年度 (見込み)	19年度	20年度	21年度	計 (見込み)
職員数	4,159	4,080	3,994				
増減数	(基準)	79	86				165
増減率		1.9%	2.1%				4.0%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。

また、教育・警察など特別行政分野や公営企業等においては、一般行政部門における削減の考え方を参考に定員の適正化に努めることとしている。

なお、教員や警察官など、国が法令により定数に関する基準等を定めているが、県の裁量により決定できる部門の職員については、それぞれの実状を踏まえながら削減に向けた取組みを行い、新地方行革指針(平成17年3月)で国が示した総定員の4.6%以上の削減に向けて取り組む。

#### (2) 給与構造の抜本的な見直し

給料表の水準を引き下げる(行政職給料表で平均5.83%)とともに、勤務成績に応じたきめ細やかな昇給に対応できるよう、現行の1号給を4分割し、1号あたりの昇給額の縮減を図る。

- (3) 特別職の給料について一定期間の減額措置の継続
- ・期 間：平成17年4月～平成20年3月
  - ・削減率：知事 10% 副知事、出納長、常勤監査委員、教育長 7%
- (4) 一般職の給料について一定期間の減額措置の継続
- ・期 間：平成17年4月～平成20年3月
  - ・削減率：管理職 5% その他の職員 3%
- (5) 早期勤奨退職制度を拡大し、継続して実施
- 平成17年度までは45歳以上を対象としていた早期勤奨退職制度について、退職者数の平準化を図るために、40歳以上に引き下げて引き続き実施する。
- (6) 特殊勤務手当等の廃止、縮減等
- 各手当の必要性について再検討し、必要性の薄れたものは廃止し、引き続き手当による措置が必要なものについても、支給水準や支給方法等を全面的に見直し、縮減等を行う。
- 特殊勤務手当
- ア 廃止した手当(3手当)
  - 夜間等特殊業務手当、  
早朝出勤手当、恒温恒湿室内作業手当
  - イ 特定の業務に対する支給を廃止した手当(1手当)
  - 指導訓練等手当のうち、博士等の資格を有し、当該資格に関連する業務への支給
  - ウ 支給水準を引下げた手当(11手当)
  - 社会福祉施設等業務手当、病院業務手当、用地交渉手当 等
  - エ 支給方法の見直し及び支給水準を引下げた手当(2手当)
  - 社会福祉業務手当 (月額支給 日額支給)
  - 放射線等取扱手当 (定率支給 日額支給)
- 農林漁業普及指導手当  
(定率支給 月額支給)

これらの見直しにより、平成17年度に比べて削減額は、約1億3千8百万円を見込んでいる。

## 事業の点検・見直し

### 1 基本的な考え方

厳しい財政環境の中で、多様化する県民ニーズに応えていくため、より少ない人員・経費で質の高い県民サービスが提供できるよう、従来の仕事の進め方を根本的に見直し、積極的に改善していく。また、県単独の補助金等の見直しも積極的に行う。

### 2 平成18年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 610件の県単独補助金を見直し、約21億3千万円の削減
- 2 県単独補助金以外の事務事業についても点検を行い、351件の事業を見直し、約28億6千万円の節減
- 3 業務改革の推進（各課共通の内部管理事務の効率化のため、平成19年4月の総務センター（仮称）設置等の準備）入札制度の改革、ITの活用、県民の利便性の向上
- 4 業績評価制度の導入（平成18年10月を目途）と職員の資質向上・意識改革

#### （1）県単独補助金の見直し

県単独補助金のうち、法令で義務づけられているもの等を除く743件（約153億円）について、県が補助する妥当性や事業目的・事業効果等を精査するとともに、団体補助金については原則として10%以上削減することとした。

その結果、610件の補助金について廃止、縮減を行い、削減予定額は約21億3千万円となった。

なお、引き続き検討することとなった補助金は133件あるが、この中には、企業立地助成や医療費助成など増加しているものがあるため、金額では約5億8千万円の増となっている。また、新規補助金（国庫補助金等の一般財源化分を除く）は98件で、約4億3千万円となっている。

・廃止	142件（対前年 約7.5億円）
・縮減	468件（対前年 約13.8億円）
計	610件（対前年 約21.3億円）

- （参考）
- ・引き続き検討する補助金 133件（対前年+約5.8億円）
  - ・新規補助金 98件（対前年+約4.3億円（皆増））  
（国庫補助金等の一般財源化分を除く）

#### （2）県単独補助金以外の事務事業の見直し

県単独補助金以外の事務事業についても、政策評価や予算編成などを通して点検を行った結果、351件について見直しを行った。

これらによる節減予定額は、約28億6千万円となった。

内訳	事務事業の廃止・縮小等	216件
	民間活力の導入等（指定管理者制度導入含む）	59件
	業務の効率化	37件
	その他	39件

(これまでの実績)

区 分	16年度	17年度	18年度
見直した件数(件)	472	458	351
節減した額(百万円)	1,559	1,910	2,860

### (3) 業務改革の推進

各課に共通する旅費や物品購入等の内部管理事務について、総務センター(仮称)等を設置(平成19年4月予定)し、事務の集中化やITの活用などにより効率化することとしており、平成18年度はシステム構築を進めるとともに平成19年度の稼働に向けた運用テスト等を行う。

### (4) 入札制度の改革

公共工事の入札における競争性と透明性の向上を図るため、施工実績や工事成績等の応募要件を満たす業者が自由に入札に参加できる、公募による入札制度を平成17年度から試験的に導入し、3億円未満の工事の2割で実施している。平成18年度はさらに対象工事を4割に拡大して実施する。

公共事業の入札や設計・施工の書類・図面を電子化するシステムの運用を拡大することとし、電子入札については、現在、対象工事の金額を2千万円以上としているが、平成18年10月からは金額の制限をなくし、全ての工事に拡大する。

書類・図面の電子納品については、対象工事の金額を現在の2千万円以上から、平成18年4月に1千万円以上とし、平成19年4月からは全ての工事に拡大する。

また、物品等の電子入札についても、対象品目等を順次拡大する。

### (5) ITの活用

法人県民税及び法人事業税のインターネットを利用した申告を受付ける。(平成18年1月実施)

県のホームページを充実して、各種制度、イベント、統計データ、県からのお知らせ等の情報を発信し、県の施策に対する県民の理解を深める。

\*県トップページへのアクセス件数

104,826件/月                      154,032件/月

インターネットを利用して、24時間365日各種申請や届け出等ができる電子申請の対象手続きを順次拡大する。

・電子申請化対象手続き数 約1,200

・うち実施済み手続き数 666(平成18年2月1日現在))

情報システムの効率性と調達の透明性の向上を図るため、情報システム調達の手順や判断基準を示すガイドラインを策定するとともに、審査などの体制を整備する。

### (6) 県民の利便性の向上

自動車税について、県内外の多くのコンビニエンスストアにおいて、24時間納付ができる環境を整備することにより、納税者の利便性及び納期内納付率の向上を図る。

交通安全博物館の利用時及び運転免許の更新時に予約制で乳幼児を預かるため、運転教育センターに隣接する交通安全博物館に託児室を開設(月に1日)する。



厚生センターにおけるH I V抗体検査について、検査結果の確定までに約2週間かかっていた従来の検査法に加え、検査当日に結果がわかる迅速検査を導入する。

県立中央病院に「セカンドオピニオン外来」を設置し、県民の病気や医療に対する不安解消に努める。

#### (7) 業績評価制度の導入と職員の資質向上・意識改革

##### 業績評価制度の導入

一定期間における職務の目標達成度を基準とする「業績評価」などの新しい人事評価制度の構築に向けて取り組む。

平成17年度(9月～12月)に全所属で実施した業績評価の試行の結果をふまえ、平成18年10月を目途に制度を導入する。

##### 民間への長期研修の実施

民間企業等への長期研修を実施し、職員の意識改革を進めるとともに、ブランド化の推進、観光の振興のためのノウハウ等を取り入れ、県政の重要課題の推進を図る。

##### 職員研修の見直し

職員研修において、各階層に求められる能力を明確にし、それに応じた研修内容となるよう見直しを行い、職員の一層の資質向上を図る。

## 外郭団体の見直し

### 1 基本的な考え方

外郭団体の見直しについては、推進会議の緊急提言及び第一次提言の内容を踏まえ、意義が低下した事業の廃止を行うほか、団体の廃止や経営の改善、事業の見直しを行う。

### 2 平成18年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 緊急提言のあった(財)とやま国際センターのT I C日本語学校を平成18年3月末で廃止
- 2 第一次提言で廃止を検討すべきとされた3団体のうち、(財)富山県いきいき長寿財団は平成18年度末を目途に廃止、立山山麓レクリエーション開発(株)は早期の解散に向けて関係団体と調整
- 3 経営改善や事業の見直しを検討すべきとされた18団体のうち、10団体については、平成18年度において、各々、事業の廃止、縮小、見直し等の実施。

#### (1) 緊急提言への対応

推進会議からの緊急提言で廃止すべきとされた(財)とやま国際センターT I C日本語学校については、平成18年3月末で廃止する。

#### (2) 第一次提言への対応

推進会議の第一次提言に対しては、その趣旨を最大限尊重し、まず、次のとおり対応する。

##### 廃止を検討すべき団体(3団体)

##### ・(財)富山県いきいき長寿財団

高齢者に対する相談業務など必要な事業について、類似業務を行っている社会福祉関係団体に移管することとし、平成18年度末を目途に財団を廃止する。

なお、平成18年度においては実年研修セミナーや寝たきり老人ゼロキャラバン事業等を廃止するとともに、いきいき長寿大学の規模縮小を行う。

##### ・立山山麓レクリエーション開発株

平成18年3月末で県営としてのスキー場が廃止されることから、早期に解散することとし、関係団体と調整を進める。

##### ・(財)富山県福祉事業団

廃止すべきとされている青少年の家及び少年自然の家の5施設のうち、廃止の3施設を決定した段階で、財団の存廃について決定する。

##### 経営改善や事業の見直しを検討すべき団体(18団体)

各団体に対する提言の趣旨をふまえて、つぎのとおり対応する。

#### ア 平成18年度において見直しを行う団体(10団体)

団体名	見直しの内容
(財)富山県文化振興財団	・県民会館学園事業(財団自主事業)の廃止
(財)とやま国際センター	・国際交流奨学金事業の規模縮小(研究生、聴講生への支給廃止)
(財)とやま環境財団	・ごみゼロ実践活動支援事業等の廃止

(財)環日本海環境協力センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環日本海海洋環境ウォッチ推進事業等の規模縮小</li> <li>・富山湾流動解析プログラム構築事業等の廃止</li> </ul>
(株)富山県産業高度化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員室転用等賃貸スペースの拡張などの収入増対策</li> <li>・隣接施設(総合デザインセンター)との共同委託(清掃等)による経費節減</li> </ul>
(財)富山会館 (赤坂会館運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営事業の人件費、飲食材料費、清掃委託料等の削減</li> <li>・長期研修者の宿泊料金の見直し等収入増加策の実施</li> </ul>
(社)富山県農林水産公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が「公社営林経営改善検討委員会」を設置し、分収造林事業の経営改善を検討</li> </ul>
(財)花と緑の銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花苗、緑化苗木の配布数、行事の内容の見直し等による縮減</li> <li>・執行体制の見直しによる人員削減(2名)</li> </ul>
(財)富山県業務公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称を「富山県建設技術センター」に変更</li> <li>・市町村の公共事業執行を補完する技術支援事業を実施</li> </ul>
(財)富山県ひとづくり財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県助成事業を廃止・縮小し、自主事業に重点化</li> <li>・県からの職員派遣の縮小(2名)</li> </ul>

イ 具体的な対応について引き続き検討を行う団体(8団体)

団 体 名	検 討 内 容
(財)富山県女性財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保と自立した事業の実施の検討</li> </ul>
(財)富山県健康スポーツ財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団検診事業(自主事業)について、施設内健診事業(県委託事業)との一体化による効率的な運営の検討</li> </ul>
(株)富山県総合情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報工房の2年後の廃止に伴う空きスペースの活用方策や運営体制等の検討</li> </ul>
富山県いきいき物産(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営財務分析を行い、売上増加策や経費節減策の検討</li> <li>・「いきいき富山館」の移転拡張に合わせた店舗の拡充、アンテナショップ機能の強化の検討</li> </ul>
(財)富山勤労総合福祉センター (とやま自遊館、いこいの村運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不採算部門の具体的な経営改善策、施設運営のあり方について検討会で検討</li> </ul>
(財)伏木富山港・海王丸財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海王丸保存活用事業について、総帆展帆運営体制の効率化を検討</li> </ul>
(財)富山県民福祉公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の指定管理者として、事業の一層の効率化による経費の削減やサービス向上のための職員の資質向上の検討</li> </ul>
(財)富山県公営企業振興団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託事業の見直しに合わせた組織形態の簡素化、効率化の検討</li> </ul>

## 県民参加と地方分権の推進

### 1 基本的な考え方

総合的・計画的な行政運営を推進するとともに、各種計画の策定や県政全般について、様々な機会、方法により県民の意見を聴き、県政に反映させる。また、ボランティア、NPOなどの行政への参画機会の拡充を図るとともに、県民の利便性の向上を進めるなど、県民が主役の開かれた県政を推進していく。

### 2 平成18年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 県民参画による新しい総合計画の策定
- 2 知事のタウンミーティング、ふれあい対話などを拡充
- 3 ボランティアやNPOが活動しやすい環境づくりの推進と公的分野におけるボランティアやNPOとの協働推進
- 4 地方分権の推進、合併市への支援や市町村への権限移譲

#### (1) 新しい総合計画の策定など

社会経済情勢の変化をふまえ、中長期的な視点に立って県づくりの目指すべき方向を明らかにするため、平成27年度を目標年次とし、県民の参画を得て、県民の視点に立って成果を上げることが重視される成果志向の新しい総合計画を18年度中に策定する。

また、計画の実効性を確保するため、計画推進のための具体的な事業や目標達成までの手順などを示したアクションプランを策定する。

新しい総合計画の策定に合わせ、県の仕事の進め方に、より政策評価と改善を重視した、PDCAサイクルを定着させ、「目標達成のためのマネジメントシステム」の確立を図る。

また、政策評価については、県民の視点に立ち政策目標の達成状況を中心に検証を行うとともに、評価結果のフィードバックにより目標の着実な達成を図る仕組みとなるよう見直しを行う。

#### (2) 県民参画の拡充

県民の意見を反映し、オープンでわかりやすい県政を進めるために、知事が県民の方々と直接対話する「タウンミーティング」を引き続き、県内各地で開催する。また、企業や施設、各種団体など現場で活躍している県民の方々を訪問して、直接対話する「ふれあい対話」を充実する。中小企業との対話も引き続き実施する。

17年度実績	タウンミーティング	4回開催	約860人の県民が参加
	ふれあい対話	8回(19箇所)	約390人と対話
	中小企業との対話	5回開催	約430人の経営者等が参加

16年度実績	タウンミーティング	4回開催	約1,230人の県民が参加
(知事就任後)	中小企業との緊急対話	3回開催	約330人の経営者等が参加

「元気とやま目安箱」に電子メール、郵便、ファックス等によっていただいた意見に回答するとともに、その概要や県政への反映状況をホームページ等で公表する。

17年度実績 受付件数 1,149件(1月末現在)

県政の重点施策や県民の関心が高い課題について、各地域で職員による「出前県庁しごと談義」を開催する。(132テーマを予定 17年度：122テーマ)

17年度実績 76箇所を実施済み 約3,200人の県民が参加(1月末現在)

富山県県民意見募集手続き実施要綱(パブリックコメント)により、条例の制定・改廃、各種計画の策定などの際に、県民から意見を募集し、県政に反映する。

17年度実績 「防犯上の指針」、「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」、「新しい総合計画」について等 14件を実施(1月末現在)

### (3) 県民との協働

NPO法人の設立を促進するため、設立等に必要な費用の助成や、総務・経理等の事務を支援するなど、ボランティアやNPOが活動しやすい環境づくりを進める。

17年度実績 上期(4月～9月分)に14法人に助成

NPOと行政が協働で実施する「協働パイロット事業」を行うなど、公的分野におけるボランティアやNPOとの協働を推進する。

17年度実績 6事業を実施(県提案3事業、NPO提案3事業)

### (4) 地方分権の推進

地方団体の自主性や自立性を高め、住民の意思が反映されやすい仕組みを作り、住民が主役の生き生きとした活力のある地域社会(=分権型社会)を構築するため、地方の自立に向けた適切な行財政措置の確立など、真の地方分権改革が実現するよう、全国知事会などの地方六団体のもとに連携を強化し、国に対して提言を行っていく。

「富山県市町村合併支援方針」に基づき、合併市における行財政の基盤充実や魅力あるまちづくりを積極的に支援する。

市町村への権限移譲を引き続き推進する。

18年度に移譲予定(5項目、52の事務権限を移譲)

- ・老人福祉法に基づく、老人居宅生活支援事業に係る届出の受理等
- ・介護保険法に基づく、介護予防サービスに係る指定、勧告・命令等
- ・土地区画整理法に基づく、土地区画整理組合理事からの事業報告書等の提出の受理
- ・動物愛護管理法に基づく、動物取扱業の登録、更新、取消等
- ・ハートビル法に基づく、バリアフリー建築物の認定申請書の受理及び認定書の交付に係る経由事務等

(17年12月末で871の事務権限を移譲済み)